(趣旨)

第1条 この要領は、光市有料広告掲載取扱要綱(平成22年光市告示第21号。以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、光市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格等)

- 第3条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。
- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横180ピクセル
- (2) 形式 JPEG又はGIF (透過及びアニメーション不可)
- (3) データ容量 20キロバイト以下
- 2 広告掲載は、市ホームページのトップページ上において市長が指定する箇所(以下「広告掲載枠」という。)において行うものとする。

(広告掲載の募集等)

- 第4条 広告の募集及び広告掲載の申込みに係る業務は、広告代理業を営むものに委託するものとし、委託先の選定については、入札その他市長が指定する方法により行うものとする。
- 2 前項の規定により委託先として選定されたもの(以下「委託代理店」という。)への委 託期間は1年以内とし、委託契約締結に要する費用は委託代理店が負担するものとする。
- 3 委託代理店は、広告主を募集するときは、要綱第3条並びに光市有料広告掲載基準(平成22年光市訓令第4号)第2条及び第3条の規定を遵守しなければならない。
- 4 広告掲載枠数の上限は、別に定める。

(広告掲載枠利用料)

第5条 広告掲載枠利用料(以下「利用料」という。)は、類似する広告の市場価格等を勘案して予定価格を定め、入札その他市長が指定する方法により決定するものとする。

(広告掲載の順位)

- 第6条 委託代理店は、広告主の選定にあたり、次の各号の掲載順位に従って行うものと する。
- (1) 第一順位 市内に事務所を有する法人若しくは団体又は市内の個人事業者
- (2) 第二順位 前号に該当せず公共的性格を有する者
- (3) 第三順位 前2号に該当しない者

(広告掲載の申込み)

第7条 委託代理店は、広告主から広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載申込書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広告掲載通知書(様式第2号)により委託代理店に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第9条 委託代理店は、広告原稿(画像データ及びリンク先情報)を市長が指定する方法 により自己の負担で作成し、かつ、市長が指定する期日までにEメール、USBメモリ 等により電子データを市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の場合において、提出された広告原稿(画像データ)又は当該広告のリンク先が適当でないと認めるときは、委託代理店に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めることができる。
- 3 市長は、委託代理店が第1項に規定する内容を履行しないとき、又は前項に規定する 変更の求めに応じない時は、当該広告を掲載すべき箇所に市長の指定する記事を掲載で きるものとする。この場合において、委託代理店は、当該広告に係る利用料相当額を負 担しなければならない。
- 4 前項の規定により委託代理店に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。 (広告の掲載期間)
- 第10条 広告の掲載期間は、毎月1日から同月末日までとし、同一年度内に限り、2箇月以上連続して掲載できるものとする。

(利用料の納入)

第11条 委託代理店は、利用料を市長が指定する期日までに納入しなければならない。 ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料の返環)

- 第12条 第8条の規定による広告掲載の決定後、掲載開始前において委託代理店及び広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、市長は当該広告に係る既納の利用料を委託代理店に全額返還するものとする。
- 2 広告の掲載期間中に委託代理店及び広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなくなったときは、残りの掲載決定期間に応じ、利用料を委託代理店に返還するものとする。この場合において、残りの掲載決定期間に1月未満の端数があるときに返還する利用料は、当該月の日数による日割りによる額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 機器等の保守又は工事を行うため、光市が市ホームページの運営を一時停止したときは、前項の規定に準じて、利用料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日(24時間)を超えないときについては、この限りでない。
- 4 返還する利用料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消す ことができる。この場合において、委託代理店に損害が生じても、市長は賠償の責めを 負わない。
 - (1) 委託代理店が市長が指定する期日までに利用料を納付しなかったとき。
 - (2) 委託代理店が市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が要綱に不適合であることが判明したとき。

(広告内容の責任)

- 第14条 委託代理店は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その 他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利 の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行 ってはならない。
- 2 委託代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

広告掲載申込書

					年	月	E
光市長	様						
		住	所				
		名	称				
		代表者職氏名					

光市ホームページに広告を掲載したいので、光市ホームページ広告掲載取扱要領第7 条の規定により申し込みます。

	所	7	在	担	Į	〒 −				
:	名	ŋ	が	^な	.					
	代。表	き 者	職	氏 * 2	1					
	業			租	<u>f</u>					
掲	載	希	望	期	間	年	月	から	箇月	
IJ	ン	ク	先 U	R	L					
添		付	書	Î	類	広告掲載内容(会社概要等	関す	る資料及	び広告	掲載希望者の
原		稿	種	1	別	Eメール		その	也 ()
そ		(の		他	申込みにあたっ遵守します。	ては、	光市有料	斗広告掲	載取扱要綱を

様式第2号(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

光市長 回

広告掲載通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので、光市ホームページ広告掲載取扱要領第8条の規定により通知します。

記

 決定内容 掲載する

掲載しない

掲載しない理由()

- 2 広告主名称
- 3 掲載期間 年 月 日 ∼ 年 月 日
- 4 掲載条件

光市有料広告掲載取扱要綱及び光市ホームページ広告掲載取扱要領の規定を遵守すること。